

備えたリーダーになることを期待しているが、そのような学生が少なくなっている。日本の大学における博士課程の拡充は、大学の計画が先行し、社会のニーズとマッチしていないので、社会のユーザーニーズの分析を行うとともに、企業等においてリーダーシップが発揮できる人材の養成にも力を入れてほしい。

以上の助言等は、その都度評議会に報告され、大学の管理運営及び教育研究組織における教育研究活動に反映されているところである。

#### 【運営諮問会議開催状況】

日時・場所	議 題
平成14年度第1回 平成14年7月22日 茗溪会館	1 運営諮問会議議長・副議長の選出について 2 平成13年度第3回筑波大学運営諮問会議議抄録の確認について 3 平成14年度筑波大学年次計画について 4 平成15年度概算要求主要事項について 5 図書館情報大学と筑波大学との統合等について 6 筑波大学将来設計検討委員会の進捗状況について 7 平成13年度卒業・修了者の進路状況について 8 平成14年度入学状況について 9 その他
平成14年度第2回 平成14年12月3日 茗溪会館	1 平成14年度第1回筑波大学運営諮問会議議抄録の確認について 2 筑波大学将来設計検討委員会の進捗状況について 3 21世紀COEプログラムの採択状況について 4 茨城産業会議との連携について 5 その他
平成14年度第3回 平成15年3月5日 茗溪会館	1 平成14年度第2回筑波大学運営諮問会議議抄録の確認について 2 筑波大学将来設計検討委員会の進捗状況について 3 筑波大学の法人化への準備状況について 4 筑波大学の中期目標・中期計画の作成について 5 平成13年度筑波大学年次報告書について 6 平成15年度予算政府案本学関係主要事項概要について

## 1.2 評議会

### 1 評議会の活動状況

(1) 評議会は、国立大学設置法により、大学の運営に関する重要事項について審議する、最高審議機関としての役割を担っている。

その構成員及び具体的な審議事項は、次のとおりである。

#### 構成員

学長、副学長、附属図書館長、附属病院長、学群長、修士課程長、人文社会科学研究科長をはじめとする博士課程の7研究科長、学系長及び学類長並びに評議会の議に基づき学長が指名する企画調査室長及び教授の計70名

#### 審議事項

- ア 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- イ 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項

- ウ 予算の見積りの方針に関する事項
- エ 学群，学系，学類その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- オ 学生生活に係る援助・指導・助言に関する重要事項
- カ 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- キ その他本学の運営に関する重要事項

以上の審議事項について審議を行うため，月1回の開催を原則とし，平成14年度は8月を除き計13回（4月及び12月は2回）開催された。本年度の主要審議事項とその結果は，次のとおりである。

- （ア）副学長の任期満了に伴い，「筑波大学副学長選考規則」に基づき5名の副学長を選考した。
- （イ）医学専門学群の改組に伴い，「筑波大学学類長選考規則」に基づき医学類長及び看護・医療科学類長を選考した。
- （ウ）「学校教育法」と「学校教育法施行規則」の一部改正，図書館情報大学と筑波大学との統合，医学専門学群の改組，学際物質科学研究センターの設置及び「入学料の免除に関する取扱要領（昭和50年3月25日文科大臣裁定）」の一部改正等に係る学則の一部改正を行った。
- （エ）図書館情報大学と筑波大学との統合及び医学専門学群の改組に伴い，学内規則等の整備を行った。
- （オ）附属学校の改革推進のため，附属学校改革推進委員会を設置した。また，同委員会から，附属学校改革のための基本的方向及び大学と附属学校との具体的な連携体制の構築等について，評議会に報告された。
- （カ）大学院入学定員の改訂及び学際物質科学研究センター並びに特別プロジェクト研究組織の新設を含む平成15年度概算要求主要事項について審議し，文部科学省へ要求することとなった。
- （キ）学内における研究用微生物を用いる実験の安全かつ適切な実施を図るため，「筑波大学研究用微生物の安全管理に関する規則」を制定した。
- （ク）比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト研究組織の設置に伴い，「比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト研究組織規則」を制定した。
- （ケ）高度情報ネットワーク社会における知的コミュニティ基盤の形成に係る研究と，研究成果の社会への還元を図るための，知的コミュニティ基盤センターの設置，並びに未来型機能性物質群の創成及び物質科学研究における新機軸構築のための研究と，研究成果の社会への還元を図るための，学際物質科学研究センター設置に係る両センター規則を制定した。
- （コ）特別教員配置ポストに任用されている優秀な若手教員が，科学技術振興調整費による「若手任期付研究員支援助成制度」の対象となるよう，教員の任期に関する規則を一部改正した。
- （サ）国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考方法及び任期について検討するための「学長選考方法等検討委員会の設置について」，並びに国立大学法人への移行準備に係る事項を企画・立案するための「筑波大学法人化準備委員会の設置について」を制定した。

## （2）その他の審議事項

年次計画の策定，年次報告書（平成13年度版）の作成，役職教員の選考（評議会の意見を聞いて学長が行うもの），各審議会委員の指名（評議会の意見を聞いて学長が行うもの），各種委員会委員の指名（評議会の意見を聞いて学長が行うもの），名誉教授の選考，予算配分方針の決定，評議会の自己点検・評価，教員の不利益処分などについて，審議を行った。

## （3）報告事項

副学長の職務分担，役職教員の選考，筑波大学の将来設計，国立大学の法人化問題，図書館情報大学と筑波大学統合協議会の検討状況並びに統合記念式典及び祝賀会，国立大学協会総会及び学長懇談会，省エネルギー対策，運営諮問会議，防災訓練，筑波大学地域貢献推進委員会の設置，<sup>11</sup> 学生募集要項，<sup>12</sup> 大学評価・学位授与機構が平成13年度に着手した大学評価の評価結果，<sup>13</sup> 平成16年度概算要求作成手順，<sup>14</sup> 平成15年度予算政府案本学関係主要事項概要などについて，報告があった。

## 2 自己評価と課題

本学の評議会は、最高審議機関としての役割を適切かつ十分に果たすため、平成14年6月に自己点検・評価細目を次のとおり定めている。

細目 評議員の構成、人数、選出方法等

細目 評議会の開催回数、審議時間、議事形式、議決方法、議事録形式、審議内容の公開等

細目 自己点検・評価の方法・実施体制、評価細目、評価結果の活用等

これらの細目に即して評議会の自己評価と課題をまとめるならば、次のとおりである。

- (1) 平成14年度の評議会では、図書館情報大学との統合及び医学専門学群の改組等に伴う学則及び学内規則等の改正・整備、新センター及び新特別プロジェクトの設置に係る規則の制定、附属学校改革推進委員会の設置など、当面する大学運営の重要課題、並びに国立大学の法人化を見据えた様々な重要事項について活発な審議が行われ、適切な運営が行われた。
- (2) 昨年度の自己点検・評価において検討課題として挙げられていた、Eメールを利用した開催通知方法については、平成14年6月の評議会から実施し、開催日程の迅速な通知及び省力化・省資源化という観点から適切な改善であった。一方、同じく昨年度の検討課題であった、修士課程選出の評議員の増員については、昨年度に引き続き今後の検討課題と考える。
- (3) 平成13年度から実施している、本学Webページ上への評議会の議事要旨及び配布資料の掲載については、学内構成員への議事概要の公開に務めており、引き続き実施すべき事項であると思われるが、更により良い学内公開方法等についても検討する必要がある。

以上のように、平成14年度の活動の実績は概ね妥当のものと判断するが、平成15年度においても更に効果的に運営されているかを点検・評価していきたい。

### 1.3 財務委員会

#### 1 財務委員会の活動状況

##### (1) 予算配分方針の策定

財務委員会は、本学の財務に関する重要事項について審議する組織として、昭和49年1月に設置された。

委員会の主要な任務の一つとして、本学の予算配分を一元的に行うための予算配分方針の策定がある。この予算配分方針は、昭和49年度以来、常に点検され、全学的な見地から見直しが適宜行われてきた。このことが、本学における予算の適正かつ効果的な執行を可能にし、本学の重点施策の推進に予算面から大きく寄与してきたといえる。

平成14年度の予算配分方針については、教育研究水準の一層の向上を図ること、及び年次計画の重点目標を達成するための効果的な配分のあり方などについて、種々の観点から検討を行ったが、特に前年度の配分方針を修正しなければならない点が見当たらなかったことから、前年度の配分方針と同様とした。

##### (2) 省エネルギー対策の実施

中央式の冷暖房実施期間等について、省エネルギーと予算の節約の両面から多角的に検討し、その結果、平成14年度は「筑波大学冷暖房実施要領」のとおり実施した。

また、本学の省エネルギー対策についても「速報つくば」に3回、「つくばスチューデント」に2回掲載し周知徹底を図るとともに、平成14年度に建設された建物に「省エネステッカー」を掲示した。

個別冷暖房装置については、設置の状況等を常に調査・把握し、新たに設置の申請のあったものについては、その必要性について厳正に審査し、必要不可欠なものに限って許可した。

##### (3) 概算要求の作成等

本学の概算要求は、各部局・組織から提出された概算要求事項を、まず関係する審議会等で審議し、その結果を審議会等の長が財務委員会に報告し、これを受け、財務委員会で、本学の推進する教育研究の基本に照ら